

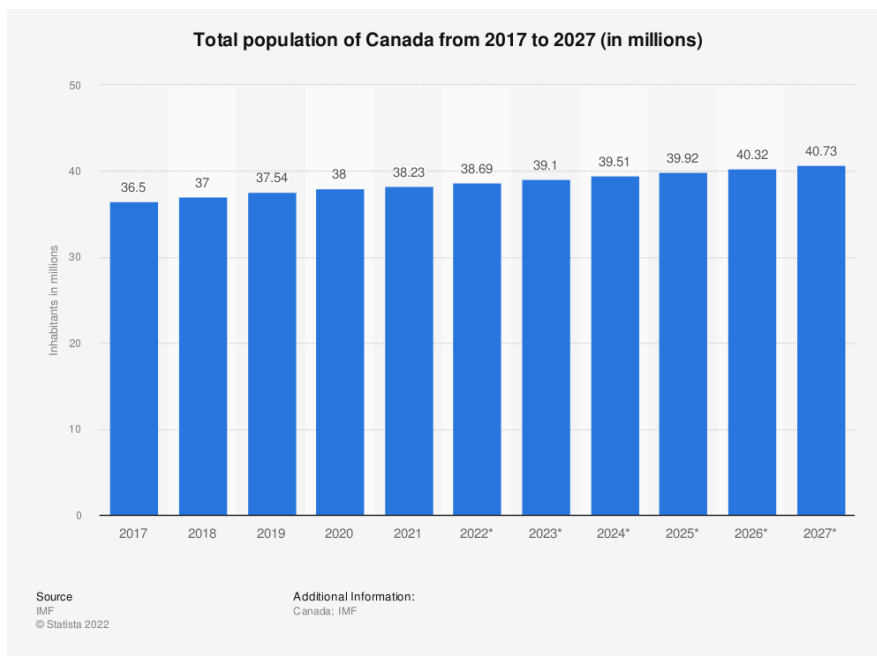
カナダの基本情報、保健・医療・公衆衛生看護の紹介

内容

1. カナダの人口	2
2. カナダの国土と州	2
3. カナダの各州の男女別人口.....	3
4. カナダの年代別、男女別人口.....	4
5. カナダの医療保険制度と医療制度.....	4
6. カナダの看護師免許.....	5
7. カナダの看護師数と勤務先等.....	6
8. カナダの看護教育の状況	7
9. カナダの公衆衛生看護活動.....	8
10. カナダの看護教育、公衆衛生看護活動をまとめて	9

1. カナダの人口

カナダの 2021 年の人口は約 3800 万人であったが、人口推計では今後さらに増加することが予想されている。平均年齢は 41.1 歳（2021 年）（日本は 47.1 歳）であった。



<https://www.statista.com/statistics/263742/total-population-in-canada/>

図 1 2017-2027 年の人口（推計含む）

2. カナダの国土と州

国土の広さは、9,970,610km² であり、10 の州と 3 の準州からなる。



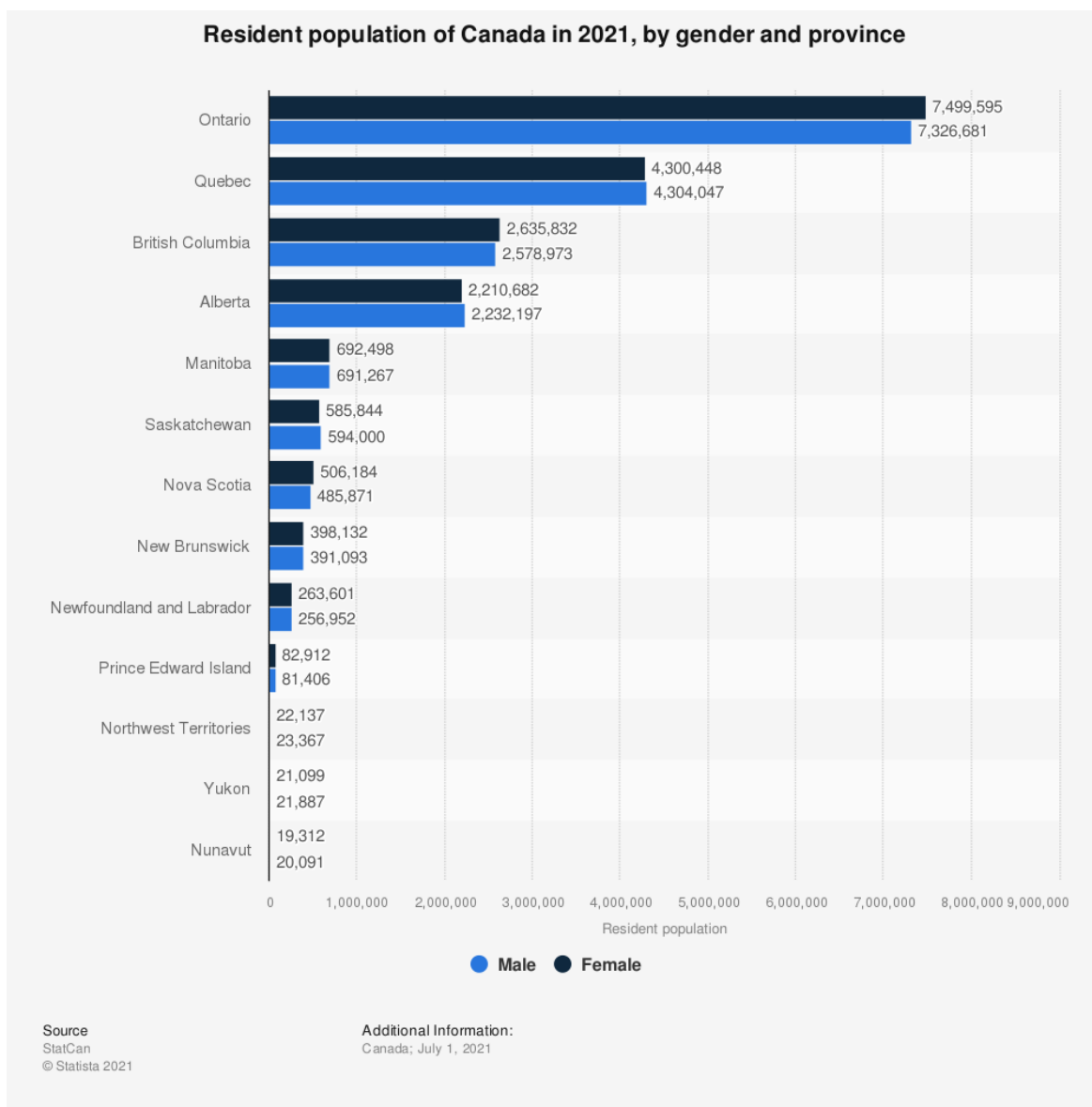
図 2 カナダの州と準州

<https://www.canada-society.com/about.php>

北海道カナダ協会の HP
より掲載

3. カナダの各州の男女別人口

カナダ東部のオンタリオ州、ケベック州の人口が多いが、較差が大きい。



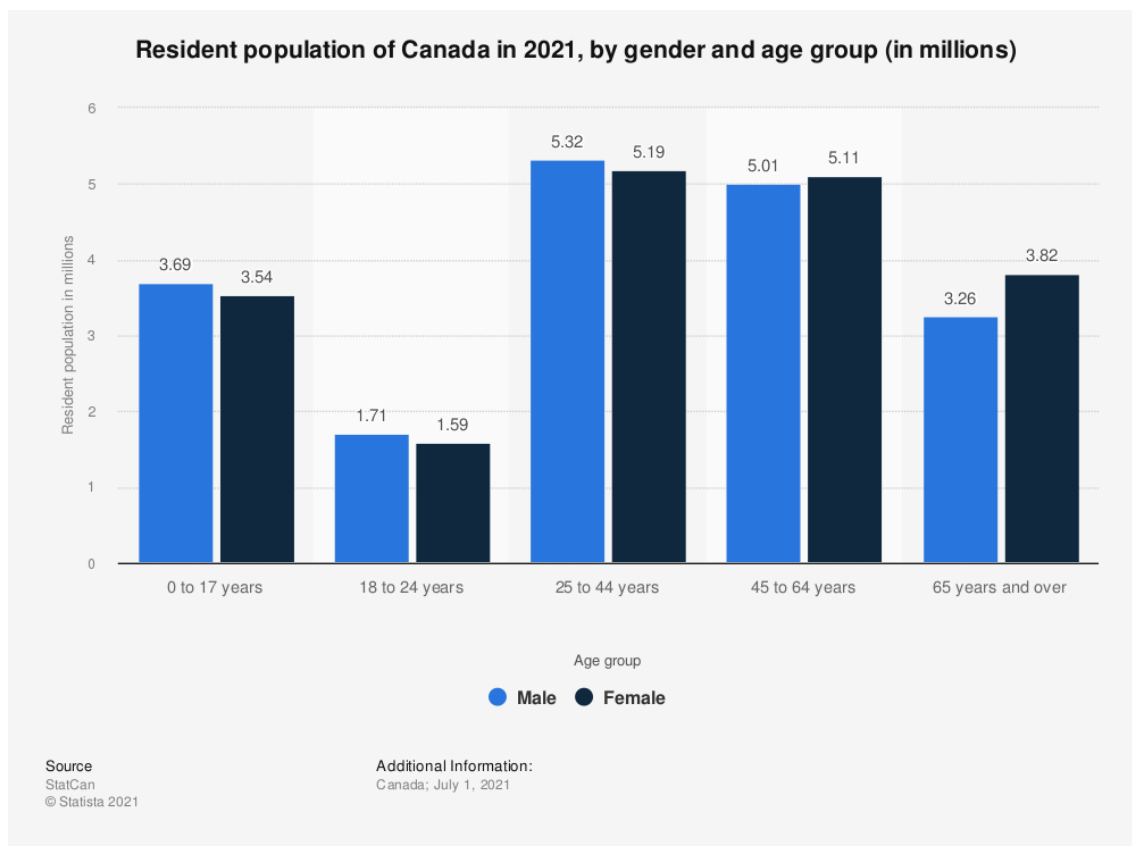
<https://www.statista.com/statistics/444783/canada-resident-population-by-gender-and-province/>

図3 カナダの州ごとの人口

4. カナダの年代別、男女別人口

2021年時点の各年代の男女別人口ではいわゆる生産年齢人口が多いことがわかる。

65歳以上および17歳以下の人口はほぼ拮抗していることより、人口は保持されることがわかる。



<https://www.statista.com/statistics/444858/canada-resident-population-by-gender-and-age-group/>

図4 カナダの年代別の人口

5. カナダの医療保険制度と医療制度

カナダの医療はメディケアと呼ばれる国民皆保険制度を採用しており、コアとされる主たる医療については患者の自己負担が一切なく、全てを税財源で公的に負担している。コアとされていない医療である歯科診療や、処方薬剤（入院中は無料）、リハビリ治療などは全額個人負担となる。一般に医療機関を利用するにはまず地域の家庭医を受診する必要がある。しかし、家庭医は実数が少ない上に予約制で1日の診察人数を制限している場合が多く、新規の患者を受け付けていない場合が少なくない。家庭医を持てた場合でも予約

が1～2週間後ということもある。家庭医を持っていない患者が受診できるのは、ウォークインクリニック（注：ショッピングモールや街中にある簡易診療施設）であるが、混雑しており、オタワ市内の場合、数時間待ちとなる。また、ウォークインクリニックの多くは、レントゲン検査機器、血液検査機器等の基本的な設備を設置していない。

（外務省のHPより転載）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/n_ame/canada.html

救急の場合はウォークインクリニックの時間外・週末・重傷の場合は総合病院（公立）の救急外来（ER）を受診することになるが、また待ち時間が長い。ERでの待ち時間については州の保健省のホームページなどで公開されているが、オタワ病院の場合、患者10人中9人は、複雑症例で14.6時間、単純症例で5.2時間と表示されている。病院での手術待機時間についてもホームページで表示されているが、それによれば、オタワ病院の場合、人工股関節置換術で372日等となっており、手術を受けられるのは1年以上先という状況がある。ERにおいては患者のトリアージがトレーニングされた看護師によって行われており、命に関わる疾患については早めに治療が開始されるが、緊急性が無いと判断された疾患については後に回るというシステムが徹底されている。

（在カナダ日本国大使館のHPより転載）

https://www.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/medical-general-info.html

6. カナダの看護師免許

カナダでは、正看護師（Registered Nurse）、准看護師（Licensed Practical Nurse）、または正精神科看護師（Registered Psychiatric Nurse）の3種類の看護職のライセンスがある。看護の免許を得るためには、公衆の健康と安全を守るために各州および準州には独自の規制がある。

カナダには、看護師の国としての正/免許取得プロセスはなく、各州には独自の規制機関と評価プロセスが設定されている。

（National Nursing Assessment Service のHPより翻訳した）

<https://www.nnas.ca/nursing-requirements-in-canada/>

<高度実践看護師>

臨床看護師スペシャリスト（CNS）とナースプラクティショナー（NP）がある。

・CNS：CNSは、高度な看護知識と複雑な意思決定のスキルを備えたRNであり、臨床看護専門分野の専門知識を備えた看護の修士号または博士号を取得している。CNSは変化のエージェントであり、クライアント、診療所、組織に価値をもたらす、安全性を向上させ、健康上の成果を促進し、コストを削減する。

・NP：NPは、追加の教育準備と経験を持つRNであり、自律的に診断、オーダー、解釈し、医薬品を処方し、法定の実務範囲内で特定の手順を実行する能力を備える。

上記は、Canadian Nursing Association の該当記事の HP を翻訳した。

<https://www.cna-aiic.ca/en/nursing/advanced-nursing-practice>

7. カナダの看護師数と勤務先等

<看護師数>

2019 年には、ライセンスを持つ看護師が 439,975 人であった。その内訳は下記のとおりである。

- ・正看護師 (RN) : 300,669 人 : 2018 年から 1.1% の増加
- ・ナースプラクティショナー (NP) : 6,159 人 : 2018 年から 8.1% の増加
- ・准看護師 (LPN) : 127,097 人 : 2018 年から 3.6% の増加
- ・登録精神科看護師 : 6,050 人 : 2018 年から 0.4% の増加
- ・資格のある看護人口の全体的な増加は約 1.9% であった。ただし、看護労働力 (雇用されている人数) は 2018 年から 2019 年にかけて 1.5% 減少した。一方、カナダの人口は 1.4% 増加していた (2017~2018 年のデータに基づく) ため、看護師不足の傾向にある。

<性別>

2019 年、カナダの看護師の約 91% が女性であった。しかし、2015 年から 2019 年にかけて、男性の規制対象看護師の供給は、女性の看護師 (3.9%) よりも急速に増加した (15.4% の増加)。

<勤務先>

- ・ 58.5% が病院で勤務
- ・ 15.6% が地域保健で勤務
- ・ 15.5% がナーシングホーム/介護で勤務
- ・ 10.5% がその他の雇用環境で働いていた

<雇用>

- ・ 58% がフルタイムで雇用
- ・ 32% がパートタイムで雇用
- ・ 10% が臨時 (casual basis) で雇用

上記内容については、Canadian Nursing Association の該当記事の HP を翻訳した。
<https://www.cna-aiic.ca/en/nursing/regulated-nursing-in-canada/nursing-statistics>

<各国との比較> 住民 1000 人対の看護師数

国	人数	国	人数	国	人数
South Africa	1.1	Hungary	6.6	New Zealand	10.6
Indonesia	2.2	Italy	6.7	Sweden	10.9
India	2.4	Portugal	7.1	Belgium	11.1
Turkey	2.4	Brazil	7.4	France	11.1
Mexico	2.9	Lithuania	7.7	Luxembourg	11.7
China (People's Republic of)	3.1	Korea	7.9	Japan	11.8
Greece	3.4	United Kingdom	8.5	United States	11.8
Latvia	4.4	Russia	8.5	Australia	12.2
Israel	5.0	Czech Republic	8.6	Ireland	12.9
Poland	5.1	Canada	10.0	Germany	14.0
Slovak Republic	5.7	Denmark	10.1	Iceland	15.7
Spain	5.9	Slovenia	10.3	Switzerland	18.0
Estonia	6.2	Austria	10.4	Norway	18.1

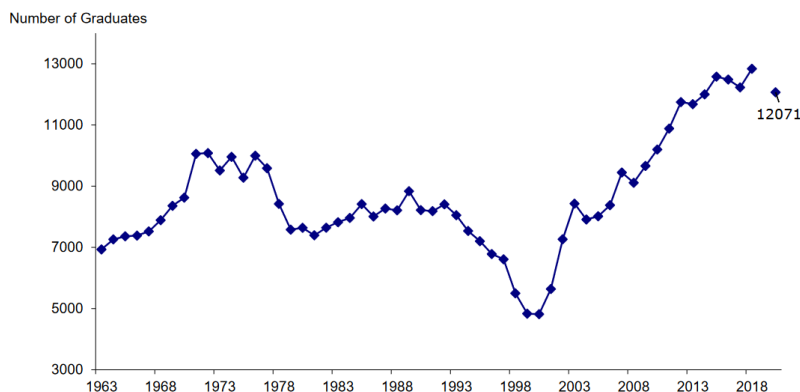
OECD Data より、作成した。
<https://data.oecd.org/healthres/nurses.htm>
 カナダは 2019 年、日本は 2018 年のデータである。

8. カナダの看護教育の状況

カナダには Canadian Association of Schools of Nursing (CASN) という看護教育機関による協会があり、2 年に 1 回統計報告を出している。本報告では、この Registered Nurses Education in Canada 2019-2020 を参考とした。なお、この報告では正看護師およびナースプラクティショナーの教育課程の統計を扱っていた。

「カナダでは、正看護師の資格を取得するための教育機関は大学 (baccalaureate) が増加している。136 校のうち、97 校がアンケートに回答し、うち 81 校が CASN 会員であった」とあることから、4 年制看護大学数では日本の方が圧倒的に多い事がわかる。また、同様に回答のあった機関の卒業生合計数が 12000 人台であった (日本の看護師国家試験合格者の内、看護系大学のものが 2021 年では 23337 人であった)。ただし、カナダの人口が日本の人口の約 1/3 であることを考慮する必要がある。

Figure B: Graduates from Entry-to-Practice Programs, 1963-2020



Sources: National Student and Faculty Survey of Canadian Schools of Nursing; Ordre des infirmières et infirmiers du Québec

図 5 カナダの正看護師の教育機関の卒業生数

「また、38.1%の学校（97 校中 37 校）が 1 つ以上の修士課程を、18.6%の学校（97 校中 19 校）が博士課程を提供した。1,004 人の学生が修士課程に入学し、2017-2018 年から 9.6%減少した。638 人の RN が修士課程を卒業し、2018 年から 0.6%減少した。博士課程への入学者は、2018-2019 年から 6.9%増加した。博士課程の卒業生の総数は、2019 年の 47 名に対し、2020 年は 62 名となり、24.2%増加した」とあり、修士課程、博士課程の教育機関数についても、日本より少ないことがわかる。

9. カナダの公衆衛生看護活動

“2019 CANADIAN COMMUNITY HEALTH NURSING PROFESSIONAL PRACTICE MODEL & STANDARDS OF PRACTICE”（カナダ地域保健看護の専門的実践モデルおよび実践の基準）は 2019 年に更新された。この基準では、Standard of Practice(実践の基準)として 8 つの実践領域をあげている。

1. Health Promotion（ヘルスプロモーション）
2. Prevention and Health Promotion（予防と健康増進）
3. Health Maintenance, Restoration and Palliation（健康維持・回復・緩和）
4. Professional Relationship（専門職との関係）
5. Capacity Building（能力開発）
6. Health Equity（健康の公平性）
7. Evidence Informed Practice（エビデンスに基づく実践）
8. Professional Responsibility and Accountability（専門家としての責任と説明責任）

Canadian Community Health Nursing Standards of Practice, 2019

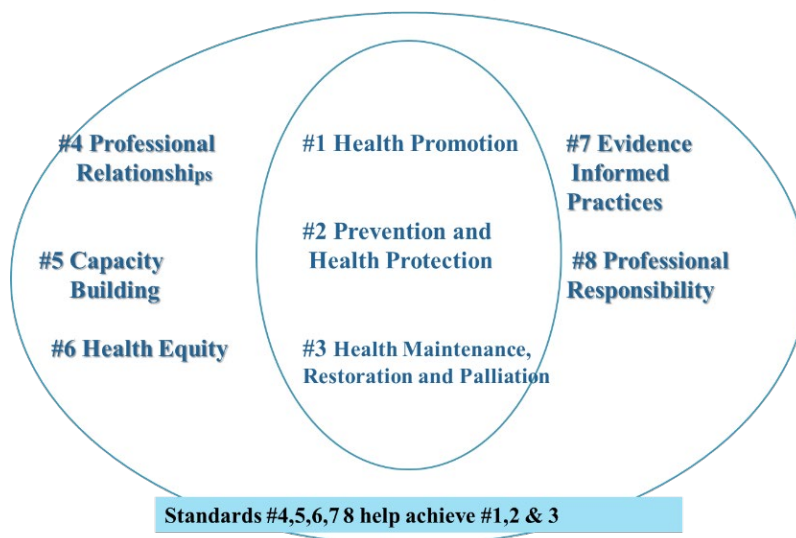


図6 Standard of Practice の関係図

実践の基準の1のヘルスプロモーションの冒頭を紹介すると下記の様に書かれている
“The community health nurse applies health promotion theories and models in practice such as change theories, primary health care, population health promotion model, and social and ecological determinants of health including Aboriginal peoples”

「コミュニティヘルスナースは、変化理論、プライマリーヘルスケア、集団健康増進モデル、アボリジニを含む健康の社会的・生態的決定要因などの健康増進理論やモデルを実践に応用する」

また、2018年にスコーピングレビューが行われ、そのエビデンスを基にこの基準が作成された。その根拠となったレビュー文献もHPで紹介している。

Community Health Nurses of Canada

<https://www.chnc.ca/en/standards-of-practice>

また、カナダの公衆衛生協会（Canadian Public Health Association）は、公衆衛生看護の基礎となる文書である“the fourth edition of the Public Health-Community Health Nursing in Canada: Preparation & Practice”（2010年）を掲載し、さまざまな環境で働く公衆衛生および地域保健看護師の役割と活動について説明している。

特に下記の3点を明記している。

- ・公衆衛生の実践に不可欠な機能である、健康増進、疾病と傷害の予防、健康保護、健康監視、集団健康評価、緊急時の準備と対応に焦点をあてる。
- ・公衆衛生/コミュニティヘルスナース、健康教育およびプログラムプランナー、コミュニティヘルスマネージャー、看護学生および教師、その他公衆衛生リソースを配置する健康および健康関連の専門家を対象とする。
- ・明確な職務上の期待、公衆衛生/地域保健プログラムの計画と実施における支援、研修と教育プログラムの開発支援、公衆衛生看護師の採用と定着における支援を提供する。

Canadian Public Health Association

<https://www.cpha.ca/public-healthcommunity-health-nursing-canada-preparation-practice-0>

10. カナダの看護教育、公衆衛生看護活動をまとめて考えたこと

泉田信行氏が2011年、「カナダの現状：看護師の教育・登録・業務範囲を中心に」というカナダの看護制度を説明した総説の中で、州別のナースプラクティショナー（NP）の業務範囲を取りまとめていた。薬剤を処方できる場所もあれば、NPに関する独立した規定がないところもあった。まさに、州ごとに保健医療の制度が異なり、カナダの多様性を重んじて、分権的に進めていこうという国民性を実感した。

また、公衆衛生看護活動の基準を作成するにあたり、スコーピングレビューを行ってエビデンスに基づいた基準作りをしていた点も、非常に印象深いところであった。それがで

きるということは、実践のエビデンスが蓄積されているということである。日本公衆衛生看護学会では、「公衆衛生看護学の用語の定義」や「公衆衛生看護学の体系」を文章化してきてはいるが、行政保健師だけではなく、多様な公衆英誌絵看護活動の実践のスタンダードというのを、エビデンスに基づいて作成することが、今後、求められるのではないかと改めて考えた次第である。

引用した HP・文献（いずれも、アクセス日は 2022.05.15）

1. カナダの人口：<https://www.statista.com/statistics/263742/total-population-in-canada/>
2. カナダの地図：<https://www.canada-society.com/about.php>
3. カナダの州ごとの人口：<https://www.statista.com/statistics/444783/canada-resident-population-by-gender-and-province/>
4. カナダの年代別人口：<https://www.statista.com/statistics/444858/canada-resident-population-by-gender-and-age-group/>
5. カナダの医療制度（外務省）：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/n_ame/canada.html
6. カナダの医療制度（在カナダ日本国大使館）：
https://www.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/medical-general-info.html
7. カナダの看護師免許について（National Nursing Assessment Service）：
<https://www.nnas.ca/nursing-requirements-in-canada/>
8. カナダの高度実践看護師制度（Canadian Nursing Association）：
<https://www.cna-aiic.ca/en/nursing/advanced-nursing-practice>
9. カナダの看護職員数等（Canadian Nursing Association）：
<https://www.cna-aiic.ca/en/nursing/regulated-nursing-in-canada/nursing-statistics>
10. 各国の人口割合別看護職員数（OECD Data）：
<https://data.oecd.org/healthres/nurses.htm>
11. カナダの看護職教育制度（Canadian Association of Schools of Nursing）：
<https://www.casn.ca/>
<https://www.casn.ca/2021/12/registered-nurses-education-in-canada-statistics-2019-2020/>
12. カナダの公衆衛生看護活動（Community Health Nurses of Canada）：
<https://www.chnc.ca/en/standards-of-practice>
13. カナダの公衆衛生看護活動（Canadian Public Health Association）：
<https://www.cpha.ca/public-healthcommunity-health-nursing-canada-preparation-practice-0>
14. 泉田信行. カナダの現状 看護師の教育・登録・業務範囲を中心に. 海外社会保障研究.174：16-29(2011). <https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19455403.pdf>.